

食品衛生トピックス 《2013/05/09》

○ 中国産ぜんまい及びその加工品の検査命令について

平成25年5月8日付けの輸入食品安全対策室長から検疫所長に宛てた通知によると、輸入時のモニタリング検査の結果、中国産乾燥ぜんまいに食品衛生法違反の事例があり、食品衛生法第26号第3項に基づく検査命令が実施されることとなった。

《 アセトクロールについて 》

1. 除草剤。
2. 許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、現在食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼中で、許容一日摂取量(案)としては体重1kg 当たり 0.011mg/日が報告されている。
3. 体重 60kg の人が 0.04ppm のアセトクロールが残留したぜんまいを毎日 16.5kg 摂取し続けたとしても、許容一日摂取量(案)を超えることはない。
4. アセトクロールは、ぜんまいには 0.01ppm の基準値が適用され、例えば、えだまめには 0.1ppm、たまねぎには 0.05ppm、小麦には 0.02ppm の基準値が設定されている。

《 中国産ぜんまいのアセトクロールに係る違反の内容 》

1. 品名:乾燥ぜんまい

輸入者:株式会社 ○○○○商店

製造者:DALIAN GAISHI FOOD CO.,LTD.

届出数量及び重量:503 カートン 5.03 トン

検査結果:アセトクロール 0.03ppm 検出(生鮮状態に換算した値)(基準値:0.01ppm)

届出先:神戸検疫所

日本への到着年月日:平成 24 年 11 月 15 日

違反確定日:平成 24 年 12 月 10 日

貨物の措置状況:全量積み戻し

2. 品名:乾燥ぜんまい

輸入者:〇〇物産 株式会社

製造者:DALIAN EVERGREEN TRADING CO.,LTD.

届出数量及び重量:400 カートン 3.00 トン

検査結果:アセトクロール 0.03ppm 検出(生鮮状態に換算した値)(基準値:0.01ppm)

届出先:横浜検疫所

日本への到着年月日:平成 25 年4月6日

違反確定日:平成 25 年5月2日

貨物の措置状況:全量保管中